

家庭用指定ごみ袋の不足に伴う臨時的対応の当分の間の維持について

1 要 旨

- ・多くの販売店において、家庭用指定ごみ袋の在庫切れが発生しているため、臨時的対応として、5月19日（火）から「当面の間」、通常の家計用指定ごみ袋又は認定袋での排出に加え、透明又は半透明（レジ袋を含む。）のビニール袋の使用を可能としています。
- ・店頭での品不足はしばらくの間続くと推測されますので、「当面の間」、指定ごみ袋以外の透明又は半透明の袋の使用を可能とします。

2 一時的に使用可能な袋

- ・透明又は半透明（レジ袋を含む。）で、10リットルから45リットルまでの大きさのビニール袋（紙製の袋や中身が見えないビニール袋は不可）
- ・なお、本措置は、家庭用ごみ袋を購入できない方への臨時的な措置です。家庭用指定ごみ袋又は認定袋がお手元に十分ある方は、そちらをご使用ください。

3 臨時的措置を講じる期間

2026年5月19日（火）から当分の間

4 市の基本的な考え方とお願い

- ・市指定ごみ袋 50 枚1セットの袋の場合、1週間に2度排出したとすると、25 週間、すなわち、半年持つこととなります。
- ・消費者は、通常、半年に1回程度ごみ袋セットを購入することとなりますが、今回のごみ袋の手の入りにくさへの不安が拡がり、需要が集中、急増したと考えています。
- ・例えば、通常3倍の需要があったとすると、製造事業者には通常需要の3か月在庫があったとしても、一気に在庫不足になってしまいます。
- ・製造事業者によれば、製品の追加発注から納品まで3か月かかるとされているので、製造事業者の在庫量は急には回復しません。
- ・一方で、指定ごみ袋以外での排出を可能としましたので、指定ごみ袋の買い急ぎは徐々に落ち着いていき、また、すでに大量に購入した方は、当面購入する必要がなくなります。
- ・店頭での品不足は続きますが、購入者も減っていきます。その結果、しばらくすると店頭の棚に商品が並んでも購入者は徐々に減っていくと考えています。
- ・しかし、店頭の商品不足は、しばらくの間、続くと考えています。
- ・よって、家庭用指定ごみ袋以外の透明又は半透明の袋での排出を可能とする措置を当分の間、続けていきます。
- ・このため、市指定ごみ袋を買い急ぐ必要はありませんので、買い急ぐということは、ぜひ控えていただくようお願いいたします。

担当：環境局 ごみ減量推進課(054-221-1075)